

新規就農者確保緊急円滑化対策のうち 世代交代円滑化タイプの概要

次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、
親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を後押しします。

1. 対象者

独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

2. 支援内容

① 経営資源の有効利用に向けた取組

機械・施設等の経営資源を継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費



② 円滑な経営移譲に向けた取組

法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費
(定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等)



③ 経営発展に向けた取組

機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、
機械リース等に要する経費



※ ①は事業費25万円以上の取組、③は事業費50万円以上の機械・施設等が対象。
※ 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械・施設等、経営移譲者等が所有する資産の購入又は賃貸借に係る経費等は補助対象外。

3. 補助額

◆ 国費上限 600万円 (2の①～③の合計)

◆ 補助率

①、② : 国 1/3以内、都道府県又は市町村 1/3※

③ : 国 1/2以内 (都道府県支援分の2倍を国が支援)

※①、②の地方負担は任意。都道府県又は市町村が補助を行う場合、補助率に応じてポイントを加算。

4. 主要要件

- ✓ 将来像が明確化された地域計画※¹又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること。
- ✓ 令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人※²であること。
- ✓ 青色申告を行うこと。
- ✓ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること。
- ✓ 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可。

※¹ 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域。

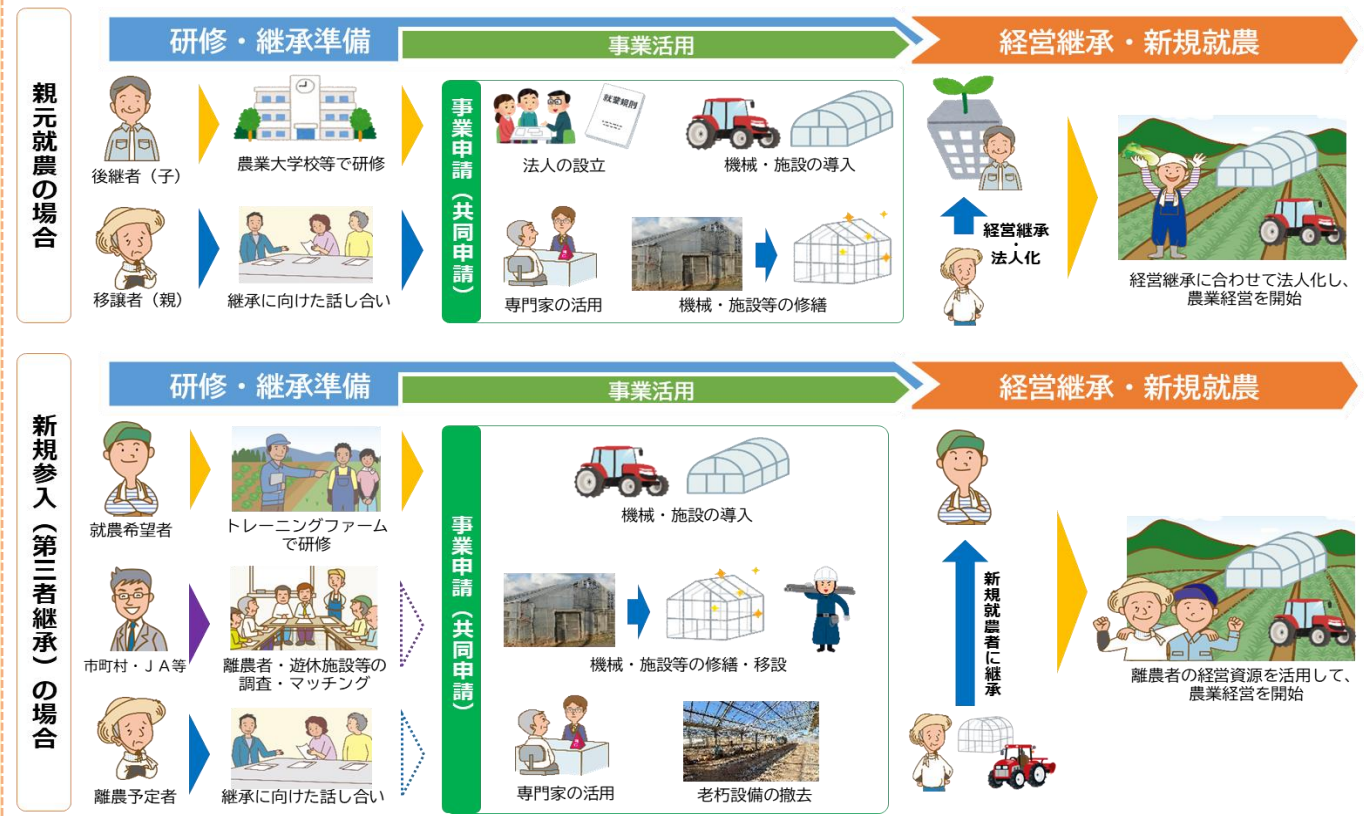
※² 当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が原則50歳未満、かつ、令和4年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。



5. 共同申請

- 経営資源の有効利用に向けた取組又は円滑な経営移譲に向けた取組を実施する場合、**経営移譲者等との共同申請（事業実施）が可能。**
- **研修中など経営開始前であっても、共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能。**

【共同申請による事業の実施例】



※ 市町村・JAなど、地域サポート計画に位置付けられた関係機関との共同申請も可能。

※ 経営移譲者等が整備した機械・施設等の経営資源は、事業実施年度の3年後の年度までに新規就農者に譲渡（当該経営資源が、農地などの不動産の場合は貸付けも可）。

※ 経営移譲者等が経営発展に向けた取組を実施することは不可。

6. 成果目標

事業実施年度の3年後の年度までに、以下①、②を達成すること。

① 農業経営改善計画の認定を受けること。

② 以下のア又はイを達成すること。

ア 将来像が明確化された地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模より増加していること。

イ 目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の120%以上となること。

ただし、以下に該当する場合は、目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の110%以上となること。

- ・ 主たる品目について、事業実施年度の経営規模が、地域内の農業を担う者の平均を上回っている
- ・ 事業実施年度の経営規模が、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を上回っている

※経営規模：作付面積、飼養頭数、農業所得、販売額のいずれか

※ 経営開始前に事業を活用した場合の目標年度は、経営開始年度の3年後の年度。

7. ポイント

応募される新規就農者の取組をポイント化し、ポイントの高い者から採択します。

No.	項目		Pt
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	1
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	2
		③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
2	サポート体制	①－1 地域サポート計画が策定されている	1
		①－2 ①－1に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
		①－3 ①－2に加え、①－1の地域サポート計画の支援分野の全てについて、担当機関・部署が明確になっている	3
		② 第5のⅠの2の（1）又は（2）の取組について、都道府県又は市町村が、合わせて補助率1／3以上の支援を実施する 補助率1／6以上の支援を実施する	5 3
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1
		② ①に加え、GAP認証等を取得する	3
4	経営の発展	目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より	
		50ポイント以上高い	5
		40ポイント以上高い	4
		30ポイント以上高い	3
		20ポイント以上高い	2
10ポイント以上高い	1		
5	法人化	① 農業経営を法人化している又は事業実施年度内に法人化する	5
		② 目標年度までに農業経営を法人化する	3
6	家族経営協定を書面で締結している		1
7	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		1
8	データを活用した農業を実践する		2
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		2
合計（最大）			30

お問い合わせ先

本事業による農業者への支援は市町村を通じて行われます。

事業の詳細・申請方法等については、市町村・都道府県の農政部局、以下の地方農政局等へお問合せ下さい。

東北農政局 経営支援課	☎022-221-6217
関東農政局 経営支援課	☎048-740-0394
北陸農政局 経営支援課	☎076-232-4238
東海農政局 経営支援課	☎052-223-4620
近畿農政局 経営支援課	☎075-414-9055
中国四国農政局 経営支援課	☎086-224-8842
九州農政局 経営支援課	☎096-300-6375
沖縄総合事務局 経営課	☎098-866-1628

MEMO